

聖籠町企業立地促進条例施行規則をここに公布する。

平成27年12月15日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第34号

聖籠町企業立地促進条例施行規則

聖籠町企業誘致条例施行規則（昭和60年規則第4号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、聖籠町企業立地促進条例（平成27年条例第38号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（奨励企業の指定の申請）

第2条 条例第5条第1項に規定する申請は、条例第3条及び第4条に規定する要件を満たした日から30日以内に、奨励企業指定申請書（第1号様式）に事業概要書（第2号様式）、新規常用雇用者確認書（第3号様式）及び関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

（奨励企業の指定の通知）

第3条 条例第5条第3項に規定する通知は、奨励企業指定通知書（第4号様式）により行うものとする。

（奨励金の交付申請）

第4条 条例第9条第1項に規定する奨励金の交付申請は、次に定めるところにより行うものとする。

（1） 立地奨励金 条例第7条第1項に規定する交付期間における各年度の5月1日から6月30日までの間に、立地奨励金交付申請書（第5号様式）に關係書類を添えて町長に提出しなければならない。

（2） 雇用奨励金 条例第8条に規定する要件を満たした日から30日以内に、雇用奨励金交付申請書（第6号様式）に關係書類を添えて町長に提出しなければならない。

（奨励金の交付可否の通知）

第5条 条例第9条第3項に規定する通知は、奨励金交付決定通知書（第7号様式）又は奨励金不交付決定通知書（第8号様式）により行うものとする。

（奨励金の交付請求）

第6条 前条の規定による奨励金の交付決定通知を受けた奨励企業が、当該奨励金の交付を請求しようとするときは、交付決定の日から30日以内に奨励金交付請求書（第9号様式）を町長に提出しなければならない。

（地位承継の届出等）

第7条 条例第10条第3項に規定する地位の承継の届け出は、事業を承継した日から30日以内に地位承継届出書（第10号様式）に関係書類を添えて町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の届出書を受理したときは、これを審査し、承認又は不承認の決定を行い、奨励企業地位承継承認・不承認通知書（第11号様式）により届出者に通知するものとする。

（新規常用雇用者の補充）

第8条 退職等により条例第4条各号に規定する新規常用雇用者の人数を満たさなくなった場合でも、90日以内に常用雇用者（当該事業所に常時雇用される従業員で、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者をいう。）を補充雇用したときは、引き続き新規常用雇用者を雇用しているものとみなす。

（指定の取消）

第9条 条例第11条第1項に規定する指定の取消しは、奨励企業指定取消通知書（第12号様式）により行うものとする。

2 条例第11条第2項に規定する返還は、奨励金返還命令通知書（第13号様式）により行うものとする。

（報告の義務）

第10条 奨励企業は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、速やかに当該各号に定める報告書により町長に報告しなければならない。

（1） 事業所を対象の事業以外の用途に供したとき 事業変更報告書（第14号様式）

（2） 事業を廃止又は休止したとき 事業廃止・休止報告書（第15号様式）

（3） 事業を再開したとき 事業再開報告書（第16号様式）

（4） 指定の内容に変更が生じたとき 指定内容変更報告書（第17号様式）

式)

(その他必要な事項)

第11条 この規則で定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成27年度に企業の立地を行った者に係る奨励企業指定申請書の提出期限は、第2条の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。